

剪定道具を無料でお貸しします

公園緑地課では適切な樹木管理の一助として、剪定道具を無料で貸出しています。

《貸出対象》 市内在住の方、又は自治会等

《貸出期間》 貸出日と返却日を含めて7日間まで。貸出・返却は、月曜日～金曜日の開庁日。

《剪定道具》

●剪定ハサミ

万能ハサミ。少し太めの枝に使用。

(数量：5)



●剪定ノコギリ

ハサミで切れないものを切る。手が届く範囲。

(数量：5)



●刈込ハサミ

形を整えるのに大活躍。腕が疲れにくい。

(数量：5)



●高枝ノコギリ（4m）

手が届かない枝を切り落とす。切れ味抜群。

(数量：1)



《貸出方法》

申込

- ・貸出日までに「剪定道具借用申請書」を提出（FAX・電子メールも可）。
- ・剪定道具は数に限りがありますので、あらかじめ在庫の有無をお問い合わせください。

受取

- ・公園緑地課窓口（北庁舎3階）で道具をお渡しします。

返却

- ・使用後は洗浄したうえで、返却をお願いします。

《損害賠償等》

剪定道具を破損又は紛失、盗難等があった場合には、申請者が同等品を代替品として提供するものとします。また、剪定道具の使用中に発生したケガや事故等については、豊川市は一切の責任を負わないものとします。

【お問い合わせ先】

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 都市整備部公園緑地課

TEL 0533-89-2176 FAX 0533-89-2171 E-mail koen@city.toyokawa.lg.jp